

## 住宅・土地統計調査に伴う調査地域確認作業

令和5年10月の住宅・土地統計調査に先立ち、1月中旬から2月中旬に調査地域の確認作業等を実施します。統計調査指導員が外観から住戸の確認を行いますので、ご理解ご協力をお願いします。

調査地域確認作業  
 電話 71・2469  
 ID 96737

## 募集

### 市民交流ツアー参加者

武蔵野市との市民交流ツアー参加者を募集します。

1月28日(土)・29日(日)  
 1月28日(土)・29日(日)  
 小学生1、3年生と保護者  
 武蔵野市内見学▽三鷹の森ジブリ美術館での芸術鑑賞▽歓迎会 など

賞 1組2万円(予定)  
 定員 10組20人(抽選)  
 申込 11月28日(月)から12月9日(金)に申込書を子ども家庭支援課へ持参・郵送・ファクスのいずれかの方法で提出。申込書は同課窓口・市HPで入手できます。

子ども家庭支援課  
 電話 71・2078 ID 97479

## ビューポイントあじみのフォトコンテスト2022

風景投稿サイト「ビューポイントあじみの」を運営する安曇野百選プロジェクトでは、皆さんが撮ったお気に入りの風景写真を募集します。

募集内容 令和4年1月から12月の間に安曇野市、大町市、池田町、松川村で撮影した風景写真

応募方法 下記専用サイトから写真を投稿



応募期間 11月28日(月)～12月26日(月)

▽春夏秋冬各部門の優秀作品をインターネット投票で選定し、表彰します。

▽優秀作品、優秀候補作品は、市役所1階ロビーで1月30日(月)から2月17日(金)に展示します。

安曇野百選プロジェクト事務局 観光課内  
 電話 71・2053 ID 66687

### 登録調査員

さまざまな統計調査を行う登録調査員を募集します。

※選挙・税務・警察に直接関係のない20歳以上の人  
 申込 3月31日(金)までに左記

## 平和・人権

### 安曇野市戦没者追悼式・平和と人権のつどい

戦没者に哀悼の誠をささげ、平和を愛し人権を尊重する機会とするため、安曇野市戦没者追悼式・平和と人権のつどいを開催します。

12月3日(土)  
 午後1時～3時50分  
 湯豊科公民館ホール

#### 第1部 戦没者追悼式

▽黙とう▽追悼のことば▽献花 ほか

#### 第2部 平和と人権のつどい

▽基調講演「『100人村』が問いかけるもの」・池田香代子さん(作家・翻訳家)▽「人権の花」運動報告表▽全国中学生人権作文コンテスト松本地区大会入選者表彰式・作文発表▽広島平和記念式典参加中学生による作文発表▽平和都市宣言の朗読 ほか

無料 定員200人(先着順)  
 11月30日(水)正午までに下記2次元コード、または人権共生課へ電話



ながの電子申請サービス

## 2次元コードから、または申請書を政策経営課へ提出。申請書は同課・支所・市HPから入手できます。

政策経営課 電話 71・2469  
 ID 97652



ながの電子申請サービス

### 審議会等の委員

左表の各委員を募集します。申込書と小論文を担当課へ提出してください。募集内容の詳細は担当課窓口・市HPでご確認ください。

募集する委員	任期・定員・申込期限	問い合わせ
都市計画審議会委員 都市計画に関する事項の調査・審議	【任期】 委嘱日から2年間 【定員】 3人 【申込期限】 12月14日(水)	都市計画課 電話 71・2246 ID 65228
児童館建設検討会委員 豊科地域の児童館建設に必要な事項の検討	【任期】 1月から教育委員会に報告する日まで 【定員】 若干名 【申込期限】 12月9日(金)	子ども家庭支援課 電話 71・2078 ID 97968

### ●意見を求める各改正案等

名称	概要・募集期間	問い合わせ・提出先 〒399-8281 住所不要
総合計画後期基本計画(案) ID 98324	令和5年度から令和9年度までのまちづくりの総合的な指針 【募集期間】 11月24日(木)～12月23日(金)	政策経営課企画担当 電話 71・2401 電話 71・5155 ✉ seisakukeiei@city.azumino.nagano.jp
安曇野市ものづくり振興ビジョン ID 97451	令和5年度から令和9年度にかけての「ものづくり産業」の目標や戦略を定めるもの 【募集期間】 11月25日(金)～12月26日(月)	商工労政課商工労政担当 電話 71・2042 電話 72・1340 ✉ shokorosei@city.azumino.nagano.jp
第2次観光振興ビジョン ID 01192	令和5年度から令和14年度の観光振興に向けた長期的な方向性・施策の枠組みなどを定めるもの 【募集期間】 11月28日(月)～12月28日(水)	観光課観光促進担当 電話 71・2053 電話 72・1340 ✉ kankokoryu@city.azumino.nagano.jp
多様性を尊重し合う共生社会づくり計画(案) ID 98198	令和5年度から令和9年度までの多様性を認め合う共生社会づくりの総合的な指針 【募集期間】 12月2日(金)～1月4日(水)	人権共生課人権共生係 電話 71・2406 電話 71・5155 ✉ jinken@city.azumino.nagano.jp

各計画案等に関する意見を左表の各案に関する意見を募集します。

閲覧場所 担当課、支所、市役所1階行政情報コーナー、市HP

市内在住・在学・在勤者または市内で事業等を行う個人や団体

指定の用紙(指定がない場合は任意の用紙)に意見等

を日本語で記載し、住所・氏名(団体名)・電話番号を必ず明記の上、郵送・持参・ファクス・電子メールのいずれかの方法で提出いただいた意見等は市の考えと共に公表します。個々の意見に対する回答はしません。



## 障がいのある人もない人も共に生きる社会へ

### ●12月3日～9日は障害者週間

障害者週間は、障がいのある人たちの社会参加を推進し、障がいに対する理解と認識を深めるための週間です。障がいのある人にどのような配慮や支援が必要なのかを知り、一人一人が普段の生活の中で取り組むことで、誰もが心地よく安心して暮らせるまちをつくりましょう。

### ●障がいを理由とする差別をなくそう ～不当な差別、合理的配慮の不提供は禁止です～

障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も分け隔てなく生活できることを目指して制定された障害者差別解消法。この法律では、行政機関や事業者に対して次のことが定められています。

- ①不当な差別的取り扱いの禁止 正当な理由なく、障がいを理由にしてサービスなどの提供を拒否したり、提供にあたって条件を付けたりすることを禁止しています。
- ②合理的配慮の提供 障がいのある人は、社会の中にあるさまざまな障壁によって生活しづらい場合があります。障がいのある人からその障壁を取り除くよう求められたとき、配慮を提供する人の負担になり過ぎない範囲での対応をお願いします。



### ●障がい者を虐待から守ろう ～虐待に気付いた人は通報する義務があります～

障がい者の虐待は、特定の人や家庭、場所ではなく、どこのお家庭でも起こりうる問題です。虐待をしている人には、虐待をしている認識がない場合があります。また、虐待をされている人が虐待だと認識できずに、自ら被害を訴えられない場合もあります。

「何か困っているようだ」、「様子がいつもと違う」と気付いたときは、些細なことでも構いませんので情報をお寄せください。皆さんの気付きが問題の深刻化を防ぐきっかけになります。なお、通報した人の情報は守られます。

#### ▶障がい者虐待に関する相談・通報先 障がい者虐待相談窓口(障がい者支援課)

電話 71・2083 電話 71・2328 (※夜間・土日・祝祭日は代表 電話 71・2000 電話 71・5000) へ

